



2024年9月3日

各 位

会 社 名 LINE ヤフー 株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 出澤 剛  
(コード：4689 東証プライム)  
問い合わせ先 上級執行役員 CFO (最高財務責任者)  
坂 上 亮 介  
(電話：03-6779-4900)

### 自己株式の公開買付けの結果及び取得終了並びに上場維持基準の適合に関する見通しについて

当社は、2024年8月2日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、2024年8月5日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2024年9月2日をもって終了いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付けの終了をもって、2024年8月2日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は終了いたしましたので、併せてお知らせいたします。

また、2024年8月2日付で公表の「自己株式の取得及び自己株式の公開買付け並びに自己株式の消却に関するお知らせ」のとおり、当社が保有する自己株式の一部である489,597,939株を2024年9月30日に消却する予定です（以下「本自己株式の消却」といいます。）。当社は、2024年6月28日付「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」に記載のとおり、2024年3月末日時点においてプライム市場の上場維持基準に定める流通株式比率について、上場維持基準（35%）に未達の状況でしたが、本公開買付けを通じて当社の親会社であるAホールディングス株式会社から386,475,800株の当社株式を取得したこと及び今後予定している本自己株式の消却を通じて当社株式の発行済株式総数が減少すること等により、当該基準を達成する見通しとなりました（注1）。なお、株式会社東京証券取引所による当社の上場維持基準の適合の判定基準日は毎年3月31日であるため、現時点で正式に適合したものではありません（注2）。詳細につきましては、2025年3月末日を基準日とする判定を経て、別途お知らせいたします。

（注1）2024年3月31日の基準日時点の株券等の分布状況等に基づき、本公開買付けにより当社が買付ける株式数及び本自己株式の消却により消却する予定の株式数を勘案すると、流通株式比率は36.35%に向上すると試算しております。

（注2）本自己株式の消却を実施後の株式市場における事業法人や金融機関等の株主（株式を保有した場合に当該株式が非流通株式に該当する株主）の取引動向次第では、基準日である2025年3月末日時点において、流通株式比率35%以上を充足しない可能性があります。

#### I. 本公開買付けの結果について

##### 1. 買付け等の概要

###### （1）公開買付者の名称及び所在地

LINE ヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号

###### （2）買付け等をする上場株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）

2024年8月5日（月曜日）から2024年9月2日（月曜日）まで（20営業日）

② 公開買付開始公告日

2024年8月5日（月曜日）

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金388円

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 決済の開始日

2024年9月27日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）

（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額

（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i). 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）第4条の6の2第38項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及

び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、配当とみなされる金額の支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が100分の3以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。)第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)の株式等について本公開買付けに応募する場合は、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が野村証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が野村証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii). 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人)に限ります。)が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われなないこととなります。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	386,597,939株	一株	4,855,336,208株	386,598,000株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数(4,855,336,208株)が買付予定数(386,597,939株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の22の2第2項において準用する同法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例

の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たなかったため、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行いました。

### 3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

LINE ヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号  
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

## II. 自己株式の取得終了について

### 1. 取得の概要

- (1) 取得した株式の種類 普通株式
- (2) 取得した株式の総数 386,598,000株  
(注) 発行済株式総数に対する割合 5.06% (小数点以下第三位を四捨五入。2024年7月末日の発行済株式総数を基準に算出)
- (3) 株式の取得価額の総額 150,000,024,000円  
(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。
- (4) 取得した期間 2024年8月5日(月曜日)から2024年9月2日(月曜日)まで
- (5) 取得方法 公開買付けの方法による

なお、本公開買付けの終了をもって、2024年8月2日開催の取締役会決議による会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考) 自己株式の取得に関する2024年8月2日開催の取締役会における決議内容

- (1) 取得する株式の種類 普通株式
- (2) 取得する株式の総数 386,598,039株(上限)  
(注) 発行済株式総数に対する割合 5.06% (小数点以下第三位を四捨五入)
- (3) 株式の取得価額の総額 150,000,039,132円(上限)
- (4) 取得する期間 2024年8月5日(月曜日)から2024年9月27日(金曜日)まで

以 上